

静岡県告示第639号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定に基づき、気田川漁業協同組合（内共第25号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和4年9月16日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 漁業権者の名称及び所在地
気田川漁業協同組合 浜松市天竜区春野町堀之内1010-2
- 2 漁業権の免許番号
内共第25号
- 3 変更の内容
別表のとおり
- 4 遊漁規則施行の日
令和5年1月1日

内共第 25 号第 5 種共同漁業権遊漁規則新旧対照表

改正前					改正後				
(漁具・漁法の制限及び遊漁期間) 第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ、イ欄の漁具・漁法により、ウ欄の規模において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければならない。					(漁具・漁法の制限及び遊漁期間) 第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ、イ欄の漁具・漁法により、ウ欄の規模において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければならない。				
ア魚種	イ漁具・漁法	ウ規模	エ区域	オ期間	ア魚種	イ漁具・漁法	ウ規模	エ区域	オ期間
あゆ漁業	友釣	イカリ針1段4本以内、又はチラシ針3本・長さ7cm以内	全区域	6月1日から12月31日まで	あゆ漁業	友釣	イカリ針1段4本以内、又はチラシ針3本・長さ7cm以内	全区域	6月1日から12月31日まで
	餌釣	針3本以内	気田川(天春橋下流端から下流の区域)	8月15日から12月31日まで		餌釣	針3本以内	気田川(天春橋下流端から下流の区域)	8月15日から12月31日まで
			上記以外の区域	9月1日から12月31日まで				上記以外の区域	9月1日から12月31日まで
	ドブ釣(石川釣)	針3本以内	全区域	9月1日から12月31日まで		ドブ釣(石川釣)	針3本以内	全区域	6月1日から12月31日まで
	流し毛針釣(瀬釣)	針3本以内	全区域	9月1日から12月31日まで		流し毛針釣(瀬釣)	針3本以内	全区域	9月1日から12月31日まで

内共第 25 号第 5 種共同漁業権遊漁規則新旧対照表

				で					で
(略)					(略)				
<p>(禁漁区)</p> <p>第 3 条の 2</p> <p>前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる漁具・漁法により、ウ欄の区域内において、エ欄の期間中漁業を行ってはならない。</p>					<p>(禁漁区)</p> <p>第 3 条の 2</p> <p>前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる漁具・漁法により、ウ欄の区域内において、エ欄の期間中漁業を行ってはならない。</p>				
ア魚種	イ漁具・漁法	ウ区域	エ期間	ア魚種	イ漁具・漁法	ウ区域	エ期間		
あまご、にじますを除く魚種	全漁具・漁法	熊切川、敷原堰堤上流端から上流の区域及び中山川、松沢堰堤上流端から上流 <u>んお</u> 区域	周年	あまご、にじますを除く魚種	全漁具・漁法	熊切川、敷原堰堤上流端から上流の区域及び中山川、松沢堰堤上流端から上流 <u>の</u> 区域	周年		
全魚種	全漁具・漁法	浜松市天竜区水窪町、中部電力株式会社豊岡堰堤上流端から上流へ 100m、下流端から下流へ 100m に至る区域	周年	全魚種	全漁具・漁法	浜松市天竜区水窪町、中部電力株式会社豊岡堰堤上流端から上流へ 100m、下流端から下流へ 100m に至る区域	周年		
		浜松市天竜区春野町、中部電力株式会社気田堰堤上流端から上流へ 100m、下流端から下流へ 100m に至る区域	周年			浜松市天竜区春野町、中部電力株式会社気田堰堤上流端から上流へ 100m、下流端から下流へ 100m に至る区域	周年		
		浜松市天竜区水窪町、電源開発株式会社門桁取水堰堤上流端から上流へ 100m、下流端から下流へ 100m に至る区域	周年			浜松市天竜区水窪町、電源開発株式会社門桁取水堰堤上流端から上流へ 100m、下流端から下流へ 100m に至る区域	周年		
		_____	_____			浜松市天竜区春野町、気田頭首工本体及び同頭首工下流端	周年		

内共第 25 号第 5 種共同漁業権遊漁規則新旧対照表

						から下流へ 20m に至る区域	
--	--	--	--	--	--	-----------------	--

附 則

この規則は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。